

氏 名	そま だ よし お 杉 田 善 雄
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	論文博第 433 号
学位授与の日付	平成 14 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	幕藩権力と寺院・門跡

論文調査委員 (主 査) 教授 藤 井 讓 治 教授 鎌 田 元 一 教授 勝 山 清 次

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近世における政治権力と寺院・門跡制の特質を、その相互のかかわり方のなかに明らかにした研究である。基本的視角は、仏教史研究としての問題関心からではなく、近世政治史、幕藩権力構造の解明という課題意識にもとづいている。即ち、①従来の近世仏教史研究においては、幕府寺院行政は近世仏教を墮落とみる評価と表裏一体の関係において、本末制など階級的秩序編成の問題を基軸として権力による強権的な統制の側面が一面的に評価されてきた。これに対し、本論文では、幕藩権力の政策展開を当該期の政治的・社会的状況とのかかわりのなかでより総合的な政治史の視野において考察する。②従来の近世仏教史研究では、浄土真宗を代表とする宗派・教団を対象とした研究が中心となっている。早期に教団の自己形成が進んだとされる真宗等を宗派・教団単位に考察する方法に対し、本論文では、いわゆる旧仏教系寺院、かつての顕密寺社権門を主たる対象とする。中世寺社勢力の主流であった顕密系寺院の近世的あり方を分析対象とすることにより、幕府寺院行政の展開もより明瞭に考察しうるとの観点からである。さらに、旧寺社権門の頂点に位置した門跡を分析対象とし、近世における門跡制の特質を考察する。

第Ⅰ部・第一章「幕藩制成立期の奈良奉行」は、奈良奉行所の成立過程を、地方行政機関は地域的多様性をもつ所与の歴史的条件・秩序とのかかわりのなかで幕藩制支配秩序を形成・貫徹していく最前線に位置した権力執行機関である、という積極的位置づけのもとに分析している。①裁判権の所在という観点からは、初期における奈良奉行所は未だ確定された固有の支配管轄を有しておらず、所司代一郡代等の上部権能に包括されつつ一定の審理・裁許権を分有する形態にあった。かつ中坊秀政段階においては代官小野氏と一体の関係にあり、中坊時祐段階に至ってようやく単独裁許もなされ、国内司法行政機関としての制度的原型が形成される過渡的段階にあった。②初期の奈良奉行の特性は、春日社・興福寺の祭礼・神事執行主体としての性格にあり、それは、もと興福寺被官たるの出自にもとづく中坊氏個人の伝統的職能に依存していた。それ故、中坊奉行は春日社・興福寺に対しその権威性を著しく制約された存在であった。③政権による春日社祭礼復興は、奈良奉行を介した大和一国祭礼課役賦課を随伴し国内領主間秩序を編成するなどの歴史的意義を有していた。④中坊奉行は春日社・興福寺の経営面にも関与しており、このことは中世寺社が有していた所領等に対する私有観念を否定し、幕藩制下の寺社として変革する課題を担ってのことであった。⑤中坊奉行は、幕府権力と春日社・興福寺権威との接点に位置した存在であり、次第にその春日社・興福寺内における位置も高まった。時祐段階においては、一面ではその伝統的職能に依存する側面を残しつつも、同時に公儀の奉行として地位と威信を高め、また与力・同心が付属されるなど、奈良奉行所機構の制度的原型も形成された。⑥土屋利次・溝口信勝の代(寛文・延宝年間)において、奈良奉行所は明確に公儀の奉行として、春日社・興福寺権威に拘束されることなく、大和一国内の民政に責任を有する司法行政機関としての確立を見るに至った、などの諸点を明らかにしている。

第二章「元禄の東大寺大仏殿再興と綱吉政権」は、従来の大仏殿再興史が勧進上人龍松院公慶個人の事績顕彰を専らとしてきたのに対し、再興事業を元禄期の政治と社会・文化の構造のなかに位置づけることにより事業の過程を再構成し、その意義を明らかにしたものである。①再興事業の第一段階にあたる大仏像の修復においては、幕府による便宜・援助等は何ら

なく、龍松院公慶の自力の勧進（相対の勧進）のみによって事業は成就した。②相対の勧進による大仏修復事業は、元禄という時代における都市民衆の宗教生活のあり方（現世利益を希求する信仰心やあるいは信仰と行楽の結合といった生活文化現象の開花）のなかにその成功の基盤を有していた。③しかし、つづく大仏殿再建過程においては綱吉政権が事業に関与してくることにより、以後は複雑な事業形態の推移を遂げていく過程を詳細に検証した。即ち、1）公慶の勧進活動は従来の相対勧進から御免勧化に転化し、幕府権力による種々の便宜が図られるようになった。2）ついで、勘定奉行萩原重秀が事業を差配するようになり、3）大仏殿再建規模の縮小が図られるとともに、幕領に対しては勧化金は村々に高割賦課されることとなり、調達資金の管理・運用は奈良奉行所に移管され、4）さらには、私領に対しても勧化金の高割賦課が行われ、再建事業は全面的に奈良奉行所の管轄下に置かれ「公儀御普請」となった。④以上のような過程において、幕府の政策決定にあたってのメカニズム（桂昌院や護持院隆光等の「内証」筋の意向と、老中ら正規の幕府機構による「表向」の政策決定との関係、さらに幕府財政官僚の幕政上に占める位置等）を分析しつつ、⑤御免勧化は、自力による大仏修補成就に示される社会状況に対して綱吉政権が打ち出した新たな宗教統制策でもあり、また近世勧化制度の原型を形成するものであったこと。⑥御免勧化から勧化金高割賦課へと推移していく過程は、勧進＝結縁という宗教的契機の形骸化に他ならないこと。⑦幕府が一寺院の修復にあたって私領にまで高役金を賦課しえたのは、東大寺内に東照宮を分配することにより大仏殿造営を国家的事業に転化しえたと考えうること。⑧幕府財政政策上の問題としては、大仏殿造営の財政収支の分析により、再建事業はむしろ幕府の財政収益に結果したと考えられること、などを論じている。

第三章「近世前期の寺院行政」は、江戸幕府の宗教統制についての通説的体系を本末制の問題に焦点を合わせて実証的に批判し、慶長から元禄期に至る幕府寺院行政の展開を再構成したものである。①従来、幕府権力による本末制度編成の画期的政策とされてきた寛永の「本末改め」とは、幕府の政策意図・中心的課題としては「寺領改め」とも規定すべきものであり、家光政権の実質的な代始めにあたり全国寺院の存立状況の概況調査としての性格を有しつつ、調査の主旨は朱印地寺院の把握・確定にあった。②慶長期寺院社会の実態は、旧来の秩序が混乱を極め、もはやそれを寺内の問題として独自に解決しえないまでに陥っている頽廃した状況にあった。しかし同時に、そうした現実のなかで世俗権力の力をも借りて秩序の再建を果たそうとする寺院側の自律的な動きが存在した。③幕府の側においては、寺院からの争訟に対してそれぞれの「先規」「寺法」の遵守を促し、学問・仏法の振興を図るところに初期寺院行政の基調があった。また、法の制定者としての自らの絶対性は明確にしつつも、慶長・元和期寺院法度の制定は宗門上層部の主体的な動きとも呼応するものであり、幕府は寺法の相対的自立性を擁護し、寺法の領域に属する問題にまで介入することはなかった。④本末関係は、本来寺院社会の内部秩序に属する問題であり、歴史的に多様な契機にもとづいて形成されうる本末の関係に対し、宗旨と本末の関係が不一致であっても、幕府がそれに干渉することはなかった。⑤幕府寺院行政が新たな展開を見せるのは元禄期に至ってのことであり、幕府は本末関係を宗旨にもとづく系列に改編し、また元禄の寺院改めにおいて徹底した寺院の掌握を図った。⑥それは元禄期に至り、民衆生活とのかかわりのなかで寺院・僧侶のもつ位置と役割が幕藩制秩序を支えるものとして積極的に再認識され、末端にいたる寺院・僧侶が民衆教化の任務を全うしうるいわば保証体系として、本末制度の編成が幕府の政策課題上に位置づけられたことによる。⑦元禄期においては、本末関係を媒介とした教学統制とともに、異義の禁の徹底や、勧化や開帳等の一般諸人を対象とした宗教活動に対する統制、寺院の地域的掌握体制の強化などが相互に関連して幕府寺院行政の課題となるものであったこと、などを明らかにしている。

第四章「幕藩制国家と門跡—天台座主・天台門跡を中心に—」は、かつて中世寺社権門の頂点に位置した門跡を、近世史研究において初めて実証的に分析したものである。①徳川家康の神格化過程およびその後の日光山神祭における仏事の催され方に着目し、都の天台座主・門跡は東照大権現の神威の莊嚴に奉仕し、かつ奉仕することによって自らの宗教的權威も保証・確認されうるといふ、幕藩制国家が創出した新たな宗教的權威に対し伝統的宗教權威は従属的なたちでの相互補完関係の形成を余儀なくされていく過程を検証した。②ついで、東照大権現の護持を任務として創設された輪王寺門跡が、天台座主を含む在来の門跡に対していかに優越した存在となりうるかを、門跡の人的保障のあり方や僧位僧官の補任手続、山門住持任免権、宗学統制権等の問題のなかに明らかにした。③さらに、東照大権現の神威に支えられた近世の国家権力は伝統的宗教權威に超越した存在たりうることを、公儀の名による僧位僧官の補任形態や天台座主職・門跡人事の決定権、所司代・武家伝奏を介した門跡に対する個別人身支配のあり方等のなかに明らかにしている。

第五章「近世の門跡」は、第四章・第三章での考察を前提として、近世門跡の特質をより総括的に論じたものである。①中世における宗教的権門としての地位を喪失した門跡の近世的あり方をより総体的に把握するために、まず皇族・公家社会のなかに門跡を位置づけるという分析視角を導入し、それ自体天皇の近親集団である皇族・摂家をさらに内部的に編成する宮内内秩序体系としての「内々」と「外様」という範疇を抽出した。門跡もその一員として宮廷社会を構成するものであり、「内々」は皇族と摂家、俗方と法中の別を超えて日常的に天皇に最も親近な私的小集団を形成していたこと、あわせて門跡は法中の身の特性として、宮中において伝来の密法の秘法を修して不断に天皇・禁裏護持に勤めている姿を検出した。②幕府権力にとっては、門跡とはつきつめれば皇族・摂家の子息の処遇問題でしかなく、禁中並公家諸法度によってその身分序列を厳しく統制され、親王宣下（法親王）の制限など幕府の許容する極小の範囲において存続しうる存在であった。③しかし、世俗の政治権力が自らを神格化し、政権の世襲にもとづく永続を神威によって保障されようとする虚構の観念が形成されることにより、近世の門跡は東照大権現とその神格の源泉たる皇統・天皇を護持する存在として、その宗教的権威性が幕藩制国家のなかに再生・定置される。こうした過程、およびそれにもとづく近世門跡の再編成のあり方（当初の「内々」門跡の範疇は、より純粹に血統的原理にもとづくものとしての法親王と同義になること等）を分析し、近世の門跡は、仏法の権威に装われはするものの、むしろ中世以上に貴種性・血統をこそ本質的屬性とする存在であるという、近世門跡制の特質を論じている。

第Ⅱ部・第六章「大久保長安の居所と行動」、第七章「中坊秀政の居所と行動」、第八章「中坊時祐の居所と行動」は、近世前期において政治的に重要な役割を果たした人物の居所や行動に関する基礎的データを収集・確定したものである。近世政治史研究の発展にとって不可欠な基礎的作業としての意義を有するとともに、大久保長安・中坊秀政・中坊時祐は、いずれも本論文第1章に直接かかわる人物でもあり収載した。なお、ここでの考察は関係史料の収集とその史料批判を前提作業とし、これまで年次未詳とされてきた重要史料の年代確定や、既刊史料集等における誤った年代推定の訂正も行っている。

論文審査の結果の要旨

戦後の日本近世史研究における仏教史研究は、戦前の辻善之助氏以来の仏教墮落論を前提に、江戸幕府による寺院勢力の強力な統制、またその利用として研究が進められてきた。具体的には、本末制の形成およびその展開とキリシタン改めに連動した寺請制の研究が一つの大きな流れであり、もう一つは、特定の宗派・教団、殊に浄土真宗について近世的な教団形成のあり方を深めようとする研究の流れである。前者の研究は、近世権力による秩序編成の特質を探ることに重点が置かれ、権力による統制面が強調され過ぎ、仏教諸勢力の多様な性格や動きを捉え切れていないといううらみがある。後者の研究は、浄土真宗という一宗派についての分析を深化させたものの、中世における権門寺社であった顕密系寺院の位置づけや、広くは近世における仏教諸勢力の全体を見通す視角を欠いている。

論者は、仏教史研究としての問題関心からではなく、幕藩権力構造の解明という課題意識にもとづいて、幕藩権力による寺院政策の展開を当該期の政治的・社会的状況とのかかわりのなかで分析するという新たな視角を示し、かつそれを具体的に明らかにするとともに、中世寺社勢力の主流であった顕密系寺院の近世的あり方を門跡を中心に分析し、近世門跡制の具体像を初めて明らかにした。

幕藩制成立期の奈良奉行を扱った第一章では、奈良奉行の裁判権、春日社・興福寺との関係を分析し、興福寺被官の出自をもった中坊氏が奈良奉行であった江戸時代初期、奈良奉行は、大和において未だ確定された固有の支配管轄を有しておらず、所司代一郡代等の上部機構に包括されつつ一定の審理・裁許権を分有するにすぎなかったこと、春日社・興福寺との関係においては幕府権力と春日社・興福寺との接点に位置した存在であり、それが一六三〇年代以降、伝統的職能に依存する側面を残しつつも、同時に公儀の奉行としての地位と威信を高め、幕府の機構としての制度的原型が形成され、一七世紀半ばに幕府が派遣した旗本土屋利次・溝口信勝の代において公儀の奉行として確立したことなど、近世的奈良奉行の形成過程を具体像をもって提示した。

元禄の東大寺大仏殿再興を扱った第二章では、大仏殿再興事業は、大仏像修復と大仏殿再興の二段階からなること、前者は東大寺龍松院公慶の自力の勧進によって成就し、後者は綱吉政権による御免勤化と諸国高役金賦課とによってなされたことを、その政策決定過程についての緻密な論証を踏まえて明らかにするとともに、近世勤化制度の原型がここにあることを

論証し、このことを通じて、大仏殿再興を龍松院公慶個人の事績と評価してきた従来の見方を、実証面でも歴史的 position 付けの面でも大きく塗り替えた。

第三章は、近世前期の江戸幕府の宗教統制を扱ったものである。幕府による寺院統制についての従来の研究は、慶長期の諸宗寺院法度、寛永期の「本末改め」を経て、元禄期に本末制が完成するとしてきた。これに対し論者は、まず寛永期「本末帳」と呼ばれてきた史料を周辺史料とともに詳細に分析し、この「改め」は「本末改め」ではなく「寺領改め」とも規定すべきものであり、調査の主旨は朱印地寺院の把握・確定にあったとする。また慶長期の寺院社会は、旧来の秩序が混乱を極めるなか、世俗権力の力をも借りて秩序の再建を果たそうとする寺院側の自律的な動きが存在すること、幕府の側においては、寺院からの争訟に対しそれぞれの「先規」「寺法」の遵守を促し、学問・仏法の振興を図るところに寺院行政の基調があったとし、この段階では、幕府は宗旨と本末の関係が不一致であっても干渉しなかったこと、さらに幕府寺院行政が新たな展開を見せるのは元禄期に至ってのことであり、幕府は本末関係を宗旨にもとづく系列に改編し、元禄の寺院改めにおいて徹底した寺院の掌握を図ったのであり、その背景には寺院・僧侶のもつ位置と役割が幕藩制秩序を支えるものとして積極的に認識され、末端にいたる寺院・僧侶が民衆教化の任務を全うしうるいわば保証体系として、本末制度の編成が幕府の政策課題上に位置づけられたことがあるとする。こうした論者の主張は、周到な実証に裏打ちされたものであり、本末制成立に関する通説的見解を批判し、かつ新たに提示された見解と評価するに足るものである。

第四章・第五章は、近世の門跡を初めて本格的に分析したものである。従来、近世社会における門跡は、一九七〇年代に盛んとなる幕藩制国家論のなかで位置づけが試みられてきたが、それは門跡についての具体的分析を欠いたままでなされてきた。論者によれば、都の天台座主・門跡は東照大権現の神威の荘厳に奉仕することによって自らの宗教的権威が保証・確認され、かつ東照大権現の護持を任務として創設された輪王寺門跡が天台座主を含む在来の門跡に対して優越した存在として現出したとする。そのうえで、近世門跡の特質を論じ、近世の門跡は、天皇を核として構成される宮廷社会の一員であり、宮中において伝来の密法の秘法を修して不断に天皇・禁裏護持に努めていることを明らかにし、かつ幕府にとっては、近世の門跡は、つきつめれば皇族・摂家の子息の処遇問題という性格をもちつつも、東照大権現とその神格の源泉たる皇統・天皇を護持する存在として、幕藩制国家のなかに再生・定置されたものであり、仏法の権威に装われはするものの、むしろ中世以上に貴種性・血統をこそ本質的属性とする存在であったとする。

以上、本論文での主要な成果を述べてきたが、全体として論者の実証水準は極めて高いものがあり、また論者には問題を広く捉える優れた能力を認めることができる。ただ、本論文の分析は言及された問題では実証的かつ鮮やかなものであるが、本末制とともに幕府の宗教政策としては見落としてならない重要な課題である寺請制が十分には位置づけられておらず、幕府宗教政策の全体像を構築するまでには至っていない。しかしこの点は、本論文の価値を損なうものではなく、むしろ論者の今後の研究に期待すべきところである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2002年2月22日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。